

まえがき

本書は、私が裁判官の立場から、また、牧田謙太郎弁護士が弁護士の立場から、主として若手の裁判官と弁護士に対して、民事訴訟手続を進めるにあたって考慮してもらいたいと思われる事項を論じ、その上で、著者の二人が互いに意見交換をするということを、内容としている。

私は、平成27年4月に千葉地裁松戸支部に着任したが、千葉県弁護士会松戸支部から地裁松戸支部に対し、若手弁護士のための勉強会に裁判官を派遣してほしいとの要請があり、同年7月にその第一号として私が派遣された。

当日は、弁護士相互間の意見交換にコメンテーターのように参加する形で発言をしていたが、このとき特に優れたコメントをした覚えは全くない。しかし、初めて裁判官が出席したことでのパンダの如き「珍獣の初来日」のような印象を持たれたためか、弁護士会には意外にも好意的に受け止めていただけたらしい。そして、勉強会に参加されていた弁護士から、そのときの様子が学陽書房編集部に伝えられ、同社から私に対して、執筆依頼があった。

最初の依頼内容は、現役裁判官の立場から、弁護士の仕事ぶりに困惑した例と、それに対する助言を本にしたいというものであった。ただ、そのとき私が気になったのは、裁判官が弁護士に対する苦言ないし要望を一方的に書くと、弁護士の抱える事情や個々の弁護士の立場についての理解を欠くものとなってしまわないかという点であった。

そして、まずは裁判官が弁護士に対する要望を書いた上で、弁護士がそれに対する意見を書いたものを付してはどうか、さらには、これとは逆に弁護士の裁判官に対する要望と、それに対する裁判官側の意見をも盛り込んではどうか、そのことによって、若手弁護士とともに若手裁判官への要望ないしアドバイス的な内容が盛り込めるのではないかと考え、その趣旨を学陽書房の編集者にお伝えしたところ、快く受け入れていただくことができた。

次いで、弁護士の側の執筆者として、勉強会で若手の指導を担当されていた牧田謙太郎弁護士に依頼したところ、御快諾をいただくことができた。かくして、牧田弁護士と私の二名による本書の執筆が実現したというわけである。



裁判官から見た 弁護士との協働による事実の解明

第1章

- ① 「裁判官はひたすら黙って……」は理想的? ▶ 2
- ② 「よりよい民事裁判」と「正しい事実認定」 ▶ 5
- ③ 認定の対象となる「事実」をめぐって ▶ 7
- ④ 弁論主義と要件事実理論は、正しい事実認定を阻害する? ▶ 11
- ⑤ 客観的真実を認定することの重要性 ▶ 14
- ⑥ 法曹二者が共通して目指していくべきこと ▶ 16



弁護士からひとこと

▶ 20

- ① 総論賛成、しかし各論は?
- ② 弁護士の真実義務とは?
- ③ 依頼者との関係
- ④ 再度主論に立ち返る

このような経過から、本書は、一つの章がメインのパートである「主論」と「ひとこと」コメントという形で構成され、裁判官と弁護士のどちらか一方が「主論」を、他方が「ひとこと」コメントを担当している。

よりよい民事裁判を実現するためには、裁判官と弁護士が互いに十分協議することが重要であるとの点については、今更論じるまでもないが、どのような協議をするのが望ましいか、その過程で裁判官はどこまで踏み込んだ話を双方代理人にするのがよいかといった点について論じた文献は、あまり多くないように思う（この点、林道晴・太田秀哉『ライブ争点整理』（有斐閣、2014）は正に画期的な文献といえよう。）。私自身もこの問題に关心を持ち、良かれと思ったことを微力ながら実践してきたつもりであるが、本書中、私が裁判官の立場から論じている部分は、特に、裁判官と弁護士との協議のあり方と、裁判官が事実を把握することの重要性、そして事実認定の過程といった点に重きを置いている。弁護士の方々には、裁判官がどのような考え方で訴訟手続に臨んでいるのかを、是非とも理解していただきたい。

牧田弁護士も、若手の弁護士と裁判官を念頭において、よりよい民事裁判が実現するために弁護士は何をすべきかについて、熱心に論じておられる。文中には裁判官に対する手厳しい御指摘も見られるが、裁判官としては若手であるか否かを問わず、この御指摘もよりよい民事裁判の実現のためであると受け止めていかなければならぬものであろう。

本書が、よりよい民事裁判の実現のためには訴訟手続をどのように進めていくべきかについて、若手法曹の理解に貢献することができれば、私ども二人にとってこの上ない喜びとなろう。

最後に、本書が成り立つきっかけをつくってくださるとともに、その後内容面について御助言をくださった、千葉県弁護士会松戸支部の羽角和之弁護士、そして執筆依頼から今日まで、絶えず牧田弁護士と私を督励してくださった、学陽書房編集部の伊藤真理江さんに、心から厚く御礼申し上げる。

2017年8月吉日

裁判官 柴崎 哲夫



弁護士から見た 民事裁判に至るまで

第2章

① 事件の受任▶26

② 委任契約の締結▶31

③ 調査▶34

④ 手続の選択▶39



弁護士から見た 訴状の作成・提出

第3章

① 訴状作成は大変な作業である▶50

② 民事訴訟法が求める訴状記載事項▶54

③ 訴状の内容面のポイント▶55

④ 訴状の形式面のポイント▶62



裁判官からひとこと

▶42

① 弁護士の役割に期待すること

② 「法的解決を目指す」との視点を忘れずに

③ 実体法規の選択と一般条項

④ 実体法規の選択と法的センスの問題

⑤ 手続の選択、特に民事保全で注意すべきこと

⑥ 裁判官も見習いたい「弁護士のあるべき態度」



裁判官からひとこと

▶66

① 事情聴取での御苦労はお察し申し上げるが……

② 訴状作成の際は悩んでほしい

③ 訴状の記載事項について

④ 訴状とともに提出すべき証拠について

⑤ 「よって書き」、否むしろ「訴訟物」の摘示はしっかりと



弁護士から見た 答弁書・準備書面の作成・提出

第4章

- ① 被告事件の相談者が来たら▶74
- ② 答弁書はこう作る!▶76
- ③ 認否と被告の主張の書き方▶77
- ④ 三行半答弁書の是非▶79
- ⑤ 委任状もお忘れなく▶80
- ⑥ 第1回口頭弁論期日と依頼者対応▶80
- ⑦ 準備書面を出す?出さない?▶81
- ⑧ 準備書面と期日の関係▶82
- ⑨ 期日に臨む心構え▶83
- ⑩ 準備書面の作成▶85
- ⑪ 準備書面の提出▶87



裁判官から見た 書証と証拠説明書

第5章

- ① 事実認定における書証の価値▶98
- ② 提出すべき書証とは何か▶104
- ③ どの時期に書証を出すべきか▶105
- ④ 証拠説明書をめぐる問題▶109



LAWYER 弁護士からひとこと

▶112

- ① 書証の重要性
- ② 書証を出すタイミング
- ③ 証拠説明書



JUDGE 裁判官からひとこと

▶90

- ① 「認否」と「被告の主張」のコーナーを分けると読みやすい
- ② 反対事実の主張立証を拒否すると、しっぺ返しが待っている
- ③ 委任状の原本が未着のときは、終結か続行か?
- ④ 被告本人のみが出頭した場合、代理人抜きで
 事情聴取をするか?
- ⑤ 期日には「口頭」弁論をする気構えで臨んでほしい
- ⑥ 本人の話がコロコロ変わっても「大人の対応」を
- ⑦ 期日終了直後の復習は裁判官も励行すべき



裁判官から見た 争点整理手続

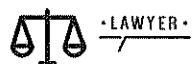
第6章

① 争点整理のあり方▶ 120

② 弁論か弁論準備か▶ 126

③ 電話会議が認められる要件とは?▶ 131

④ 進行協議期日▶ 132



弁護士からひとこと

▶ 134

① 争点整理手続

② 弁論準備について

③ 電話会議について

④ 進行協議期日について



弁護士から見た 陳述書, 証拠申出, 尋問準備

第7章

① 書証の取り調べから人証の取り調べへ▶ 142

② 陳述書の作成▶ 144

③ 証拠申出書▶ 149

④ 証拠決定▶ 153

⑤ 尋問の準備▶ 154



裁判官からひとこと

▶ 158

① 「ご意見は。」という抽象的な質問はせず、選択肢を示すべし

② 人証ゼロは、個々の人証の必要性を検討した結果である

③ 人証ゼロの可能性は、早めに示唆しておくべき

④ 陳述書の証拠開示機能も、主尋問代用機能と同じく重要

⑤ 陳述書には、具体的な事実を中心に盛り込むべし

⑥ 作成者の尋問をしない陳述書の証拠価値は高くない

⑦ 陳述書の提出は、「先攻・後攻」ではなく同時とするのが公平



裁判官から見た 人証調べ

第8章

① 証人及び当事者本人の採用▶ 166

② 人証調べの準備▶ 169

③ 人証調べの実施▶ 171

④ 証人や本人の供述態度と心証形成▶ 178



弁護士からひとこと

▶ 182

① 弁護士は尋問のプロのはずだが……

② 寻問一般の心得

③ 主尋問の注意点

④ 反対尋問の注意点

⑤ 異議の出し方

⑥ 寻問の終わりに



裁判官から見た 和解

第9章

① 訴訟上の和解についての基本的な考え方▶ 194

② 訴訟進行状況に応じた和解勧試の方法▶ 195

③ 代理人及び当事者本人への接し方は?▶ 201

④ 下された判決が、提示された和解案と真逆だった……▶ 203

⑤ 和解案を拒絶した当事者を、判決で不利益扱い?▶ 204

⑥ 和解の席では当事者本人に何を言えばよいのか▶ 205

⑦ 裁判官は、双方代理人を和解の協力者と認識すべし▶ 208



弁護士からひとこと

▶ 210

① 和解の時期・タイミング

② 裁判官の心証開示

③ 依頼者と和解を検討する



弁護士から見た イレギュラーケース対応と判決後の処理

第10章 イレギュラーケース対応と判決後の処理

① 訴訟の中止・受継▶ 218

② 訴えの変更、反訴・別訴提起▶ 224

③ 最終準備書面▶ 227

④ 判決後の処理▶ 230



第1章

裁判官から見た

弁護士との協働による 事実の解明



裁判官からひとこと

▶ 232

- ① 「有事」への備えはとても大切である
- ② 本人死亡の際は、裁判所も事件をストップさせた方が……
- ③ 訴えの変更に関する注意点あれこれ
- ④ 裁判官が最終準備書面に期待していることは……
- ⑤ 差押対象財産の探索は大変。しかし節度をわきまえて……
- ⑥ 「悪しき隣人」ではなく、「良き協力者」になろう



1

「裁判官はひたすら黙って……」は理想的？

1. 「物言わぬ裁判官」のもたらす「弊害」

何時のことであったかも覚えていないが、何人かの弁護士と雑談していたときに、ある弁護士がこのような発言をした。

「弁護士にとって、裁判官が何を考えているのかわからないのは、本当に困るんですよね。」

我が国における裁判官に対する伝統的なイメージといえば、黒い法服を身にまとった上で、必要最小限のことしかしゃべらないというものであった。裁判官がしゃべらなければ、当の裁判官が何を考えているのかについては外から推し量るしかなくなる。

しかし、双方当事者の代理人である弁護士が推し量った内容が、実際に裁判官が考えていることと合致しているという保証はない。

さて、裁判官が自身の考えていることを両代理人に伝えないと、民事訴訟手続は一体どのような展開をたどることになるのだろうか。

双方の代理人は、それぞれ自分が争点と思っている事項についての主張と立証を繰り広げるものの、当の裁判官は、双方が力を込めて用意してきた主張と証拠を見て、「意味のない主張を展開し、意味のない証拠を出してきている。一体双方とも何を考えているんだ。」と苦苦しく思いながらも、準備書面と書証の正本を受け取って、「それでは次回期日を決めます。」と言ってその場を終わらせる。

そして証人や本人を尋問すると、質問は証人や本人の身上経歴から始まり、当該紛争に意味のある事項についての尋問になかなかたどり着かない。

しかも裁判官が考えている重要な部分については、双方の代理人が重要だと意識していないためにほとんど質問されることのないまま、尋問が終了する。

そして裁判官が下した判決は、双方の代理人が考えもしなかった部分が争点として取り上げられ、敗訴した当事者は「肩透かし判決だ。」と不平不満を

述べて控訴の申立てをする。

「この点が争点となるのであれば、その部分についての主張・立証らしきことをまだ全然させてもらっていないじゃないか。控訴審ではその点を中心とした主張・立証を改めて準備しなければならないことになる。一体、一審では裁判官も双方代理人も、何をやってきたのだろう。もう、時間と費用を無駄にしてきたとしか言いようがないじゃないか。裁判官はどうして何が争点かを言ってくれなかったんだ！」

2. でも裁判官が「しゃしゃり出る」ことは、弁護士が許さない

今のは極端な事例を空想でつくり上げたものであるが、裁判官として一言言わせてもらうと、代理人の側でも裁判官が言うのをひたすら待つのではなく、裁判官に問い合わせてほしかった……というところがある。

その点はひとまず撇くとして、さすがに昭和の終わりころから争点整理の重要性が叫ばれるようになり、争点整理手続を盛り込んだ現行民事訴訟法が平成10年1月1日に施行されるに至った。このような状況にあって、「物言わぬ裁判官」はもはや歓迎されないという考え方については、今や裁判官、弁護士を問わず一致していると思われる。

では、裁判官のあるべき姿としては、訴訟手続において、「際限なくしゃしゃり出てくる」というものなのだろうか。この質問に対しては、弁護士の側からはおそらく「必ずしもそれが望ましいわけではない、節度のある発言にとどめてもらわないと困る。」という答えが返ってくるのではないだろうか。

何故だろう。この点は、民事訴訟手続における特色、特に処分権主義と弁論主義という基本原則が、大いに関係していると思われる。そこで、これらの基本原則の持つ意味と特色をもう一度振り返ってみよう。

3. 処分権主義と弁論主義

民事訴訟においては、周知のとおり、処分権主義と弁論主義という基本原則がある（いずれも、広い意味での「当事者主義」の原則から派生しているものといえる。）。



1 総論賛成、しかし各論は？

主論では、よりよい民事裁判とは当事者の納得を得られる裁判である、そのためには事実関係を十分に把握する必要があり、裁判官と訴訟代理人である弁護士は互いに事実の把握に向けて協力し合うことが必要であるということが論ぜられた。民事訴訟法の大原則は当事者主義であり、そこから処分権主義、弁論主義が導かれる。これを推し進めれば裁判官は当事者の主張、証拠だけを見て黙って判決をすべきとも思えるが、それはあるべき民事訴訟手続の姿ではない、当事者が納得し、紛争を解決させるためには事実関係の把握が重要であり、そのために裁判官は要件事実や訴訟物の設定についても口を挟むべきであるし、事実認定をするにあたっては裁判官、弁護士がともに協力し合うべきではないかといふ。

主論の問題提起は、総論として異論はないと思う。紛争を解決する裁判官が紛争の実態を正しく把握した上で、法を解釈、適用して結論を出すというのはあるべき姿であり、それゆえ一般市民は、正しい裁判が行われているはずと期待し、裁判制度に対し信頼を寄せるとと思われる。

しかし、各論となるとどうだろうか。弁護士は裁判官が事実関係を把握することについて、常に協力することができるだろうか。自分の主張に問題がある場合、裁判官から指摘があれば訂正や訴えの変更をするのはやぶさかでないだろう。また相手方が持っていると考えられる証拠について、裁判官が相手方を説得し、その結果証拠が提出され勝訴したという場合、「裁判官の適切な訴訟指揮により正しい判決が下された。」と安堵するだろう。しかし立場が逆であれば、訴えの変更がなされた結果形勢が逆転し、証拠提出に応じた結果、敗訴するという憂き目に遭う。場合によっては依頼者からクレームがつけられることにもなりかねない。

民事裁判手続において、総論として裁判官と弁護士が事実解明のために協力するのは望ましいとしながらも、いざ実際の事件を遂行するにあたり、訴訟当事者の代理人である弁護士は、すべてにおいて協力するというわけにはいかないのではないか。

2 弁護士の真実義務とは？

主論のとおり、民事訴訟法209条では偽証に対する制裁が規定され、230条では故意又は重大な過失により文書の成立の真正を争ったときの制裁が規定されている。また、弁護士職務基本規程（以下、「職務基本規程」という。）には、「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」（5条）、「弁護士は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める。」（74条）、「弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。」（75条）と規定されている。

しかし、ここでいう当事者の真実義務は、「真実を積極的に提示しなければならない」という積極的な義務ではなく、当事者・代理人は真実に反することを知りながら、ことさらに自己の主張を展開して証拠を提出したり、あるいは相手方の主張を争つて反証を提出することは許されないという消極的な義務（『解説『弁護士職務基本規程』第2版』（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著、2012年）9頁）である。これらの規定から直ちに積極的真実義務が導かれるということではない。

では、民事裁判手続において、訴訟当事者に積極的真実義務が認められるだろうか。例えば、訴訟手続の過程でまだ明らかになっていない重要な事実に関する証拠で、かつ依頼人に不利な結果になるがこの証拠を提出すれば事実が正確に把握できるという事態が予測されるとき、そのような証拠を進んで提出する義務があるだろうか。

民事裁判で訴訟物を設定するのは原告である。そしてどのような主張、立証を行なうかについては訴訟当事者に委ねられている。民事裁判が当事者主義の原則に立脚している以上、訴訟物の設定、主張・立証の責任はそれぞれ各当事者が負うべきであり、その結果も引き受けるべきではないかと思う。相手方の主張のままで勝つこともあるし、相手方の立証不十分で薄氷の思いで勝つこともある。後味が悪いことがあるかもしれないが、勝ったほうの弁護士に対し、積極的真実義務違反を問うことはできないだろう。

裁判官の審理の進め方として、事実を適切に把握するために積極的に釈明を促したり、証拠提出を促したりすることと、これに当事者である弁護士が応諾すべき



1

被告事件の相談者が来たら

答弁書を作成するということは、被告となった相談者から依頼を受けるということである。紛争をこれから事件化して法的に解決したいという相談ではなく、ある日裁判所から呼出状とともに訴状・証拠が送られてきた、どうしようという切迫した状態である。そのため、法律相談を実施する場合も以下の点に配慮をする必要がある。

1. 期限・裁判所を確認する

まず、期限が決められている。呼出状には第1回口頭弁論期日が指定され、おおむねその1週間前が答弁書の提出期限に指定されている。期日に欠席し擬制陳述をするとしても、答弁書が第1回口頭弁論期日までに提出されなければ即結審即判決ということもありうる。この点に注意をして相談をしなければならない。

そのため、電話で相談の予約を取るときも、呼出状の第1回口頭弁論期日の日時と答弁書の提出期限を聞くとよい。また当然であるがどこの裁判所からの呼び出しか（支部・出張所を含め）も確認すると今後の予定を立てやすい。そして相談のときには裁判所からきた書類は封筒ごとすべて持参してもらうよう念を押す。相談者に電話口で「呼出状・訴状・証拠説明書と甲号証を持ってください。」と述べても正確に伝わるか心配である。どれが訴状でどれが証拠か、一般の相談者において区別するのも難しい。それならば封筒ごと持ってくるように伝えるほうがわかりやすいし取りこぼしがない。

2. 速やかに相談を実施する

どの相談者にとっても、相談することを思い立ってから相談ができるまでは早いほうがいい。とりわけ被告となった相談者の相談は期限が決まっているのでできるだけ早く実施るべきである。中にはのんびりしている相談者もいるかもしれない。「再来週の水曜日なら歯医者だから、その帰りに相談に行けます。」

などと言われても、答弁書の提出期限がその週の金曜日であるなら、歯医者とは関係なく早めに事務所に来てもらうほうがよい。相談の結果受任できないことがあることもあるだろうし、病気や事故などで相談が延期になることもある。相談者の都合で急患になってしまい仕方がないが、弁護士の都合で急患を作ってしまうのは避けるべきであろう。

被告事件の相談はその場で受任をすることや、引き続き書面作成のための事実を聴取することもあるため、通常の相談よりも時間に余裕をもって臨むほうがよい。

3. 訴状や証拠をみながら相談をする

被告となった相談者に何を尋ねるか。ここはまず「裁判所から送られてきた資料をまず見せてください。拝見しましょう。」と述べてその場で訴状や証拠に目を通すのがよい。訴状などをざっと読んでいる時間（5分程度か）は沈黙が流れるがこれは仕方がない。相談とは相談者とおしゃべりをすることや営業トークをすることではない。事情を把握して法律上の問題点を整理し、解決の糸口を探してこれを提供することである。相談者の相談は、この起こされた裁判をどう対応したらよいかということであるから、相談の間に訴状を集中して読むことは悪いことではない。

弁護士が作成した訴状であれば、一読すれば5分程度で内容を把握することができると思う。もちろん細かいところまで読む必要はない。5分程度で、請求原因は何か、要件事実は何かを把握する。

事件の大筋がわかったら、相談者から事実を確認していく。ここでもいきなり細かいところに入るのではなく、概要やポイントに絞って確認していくとよい。「原告はこの訴状で、あなたが借りている建物を明け渡せと要求しています。その理由としてあなたが家賃を半年滞納したと主張しています。家賃を半年払っていませんか。」というように、相談者に言い分があるか、それが法律上の主張（請求原因の否認や抗弁）になりうるか、單刀直入に聞いてみる。このように整理すれば、細かい事実に入らずとも事件の見通しが立てられる。

被告事件の法律相談で相談者が最も知りたいことは、この目の前にある裁



1 「認否」と「被告の主張」のコーナーを分けると読みやすい

「認否」のコーナーと「被告の主張」のコーナーを分け、「認否」のコーナーでの反論は2、3行程度にとどめるとの方針については、私は賛成である。

答弁書や準備書面（そして訴状も）はいずれも裁判官に事実関係を理解させるためものであるから（もちろん、相手方にも当方の主張を理解させて、反論反証の手続を保障させ、最終的に下される判決の正当性を確保させるという意義がある。）、裁判官に読ませることを十分意識して作成してほしい。

ただし、答弁書や準備書面の中には、「被告の主張」のコーナーを設けておきながら、理由付け否認における理由（すなわち間接事実）と抗弁、あるいは再抗弁等の主要事実が混在していて、両者の区別がなされていないものが散見されるので、この点は注意していただきたいと思う。

2 反対事実の主張立証を拒否すると、しっぺ返しが待っている

理由付け否認における「理由」は、民事訴訟規則79条3項において記載することが求められているが、代理人の中には、主張立証責任を負うのは相手方当事者であることを理由に、否認に理由付けをすることを拒否したり、当該間接事実を裏付ける書証の提出（反証）を拒否したりする弁護士がいる。

そして、裁判官が反対事実の主張立証を促すと、「この主要事実については相手方当事者に主張立証責任がありますから、まずは相手方がその責任を尽くすべきであり、それを待たずにこちらからその主要事実を否定するための反対事実を主張したり反証したりすることはしません。」と言い返されてしまう。

この点は、私が第1章の主論で論じたところの「真実義務」の問題である。裁判官としては、代理人である弁護士には、裁判官が客観的真実を認定できるように協力してもらいたいという思いがある。他方、弁護士としては、第1章のコメントにあるとおり、あまり賛同できないところなのかもしれない（なお、私の考えでは、「真実義務」とは自分に不利である事実まで積極的に主張しなければならないことを含むものではなく、実体的真実に合致しない事実を、真実でないと知りながらあえて

主張することや、真実に反する事実であることを知りながらあえてその虚偽の事実の立証をすることを封じるという、消極的な義務にとどまるものと解すべきと思う。春日偉知郎「民事裁判における事案解明（論）について」『司法研修所論集第95号』（法曹会、1996）74頁以下、高橋宏志『重点講義・民事訴訟法（上）第2版補訂版』（有斐閣、2013）469頁以下参照）。

「真実義務」については、既に多くの研究結果が発表されている（松本博之『民事訴訟における事案の解明』（日本加除出版、2015）25頁以下、伊藤滋夫『要件事実の基礎（新版）』（有斐閣、2015）55頁以下等）。

私自身も「真実義務」については大いに関心があるものの、紙幅の関係上本書で深入りすることは差し控える。一言だけ自身の考えを述べると、主張立証責任を負う当事者よりも負わない当事者のほうが、反対事実や反対証拠にアクセスすることがより容易であるにもかかわらず、主張立証責任を負わない当事者が反対事実や反対証拠の主張立証活動を怠る場合には、主張立証責任を動かすことなく、事実上の推定又は弁論の全趣旨を根拠に、立証のハードルを下げることによって相手方当事者の立証を容易にし、勝訴を認めやすくする方策が活用されてしかるべきと思う。この点に関連して、伊方原発訴訟判決（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）の理論は非常に重要なものと思われる所以、弁護士の方々には、この最高判の理論を念頭においた主張立証を是非ともお願いしたい。

3 委任状の原本が未着のときは、終結か続行か？

第1回期日までに答弁書のみが裁判所に届き、委任状の原本が届かなかったケースは、時折みられる。私の場合、このような場合には、続行することを前提に、書記官を通じて双方代理人に連絡を取って第2回期日の調整をし（ただし、第1回期日の時刻までに調整が間に合わないことも決して少なくない）、期日に出廷した原告代理人に対し、被告が棄却を求めようとしていること自体は裁判所に伝わっている以上、続行扱いとすることを伝えている。

そして、「まさかとは思いますが、次回までに委任状の原本が届かなければその場で終結します。」と告知している。実際のところ、「まさか」の事態、すなわち委任状の原本が第2回期日までに届かなかったという経験はない。